

令和2年第3回（定例会）

日向東臼杵広域連合議会会議録

令和2年11月18日

日向東臼杵広域連合議会

令和2年

第3回日向東臼杵広域連合議会
(定例会) 会議録

日向東臼杵広域連合告示第4号

令和2年第3回日向東臼杵広域連合議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和2年10月26日

日向東臼杵広域連合長 十 屋 幸 平

記

- | | | |
|-------|---------------|----------|
| 1 期 日 | 令和2年11月18日（水） | 午後3時開会 |
| 2 場 所 | 日向市本町10番5号 | 日向市議会議事堂 |

目 次

目 次

○会期及び議事日程	1 1
○付議事件名並びに審議結果	1 2
○11月18日	
議事日程第1号	1 5
開 会	1 6
会議録署名議員の指名	1 7
日程第1 会期の決定	1 7
日程第2 広域連合長提出議案第5号審議	1 8
上程	1 8
提案理由説明（広域連合長）	1 8
補足説明（広域連合事務局長）	2 0
質疑	2 0
委員会付託（省略）	2 0
討論	2 0
採決	2 1
日程第3 広域連合長提出認定第1号審議	2 1
上程	2 1
提案理由説明（広域連合長）	2 1
補足説明（広域連合事務局長）	2 1
監査委員の決算審査意見書の説明	2 5
質疑	2 6
委員会付託（省略）	2 8
討論	2 8
採決	2 8
日程第4 委員会提出議案第1号、第2号審議	2 9
上程	2 9
提案理由説明（議会運営委員会委員長）	2 9
質疑	3 0
委員会付託（省略）	3 0
討論	3 0

採決	30
日程第5 一般質問	30
柏田公和	31
最終処分場施設整備について	
黒田仁志	32
斎場の運営について	
閉 会	35

会 期 及 び 議 事 日 程
付議事件名並びに審議結果

○会期及び議事日程

1、会 期 11月18日（1日間）

2、議事日程

月 日	曜	種 別	内 容
11月18日	水	本 会 議	会議録署名議員の指名
			1、会期の決定 2、広域連合長提出議案第5号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決） 3、広域連合長提出認定第1号審議 （上程、提案理由説明、監査委員の決算審査意見書の説明、質疑、討論、採決） 4、委員会提出議案第1号、第2号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決） 5、一般質問

○付議事件名並びに審議結果

〔広域連合長提出議案〕

番号	件名	審議結果
5	日向東臼杵広域連合財産に関する条例	原案可決

〔広域連合長提出認定〕

番号	件名	審議結果
1	令和元年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算	原案認定

〔委員会提出議案〕

番号	件名	審議結果
1	日向東臼杵広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
2	日向東臼杵広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決

11月18日

議 事 日 程 第 1 号

令和2年11月18日 午後3時開会

日程第1 会期の決定

日程第2 広域連合長提出議案第5号審議

(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第3 広域連合長提出認定第1号審議

(上程、提案理由説明、監査委員の決算審査意見書の説明、質疑、討論、採決)

日程第4 委員会提出議案第1号、第2号審議

(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第5 一般質問

○

○本日の会議に付した事件

- 1、会議録署名議員の指名
- 2、会期の決定
- 3、広域連合長提出議案第5号
- 4、広域連合長提出認定第1号
- 5、委員会提出議案第1号、第2号
- 6、一般質問

○

出席議員(17名)

1番	黒木高広	2番	海野誓生
3番	柏田公和	4番	黒木金喜
5番	近藤勝久	6番	黒木英和
7番	森腰英信	8番	小林隆洋
9番	那須富重	10番	黒田仁志
11番	若本幸徳	12番	岩本國和
13番	岡村正司	14番	椎葉芳一

15番 内山田 善 信
17番 請 関 義 人

16番 水 永 正 継

○

説明のための当局出席者

広域連合長	十 屋 幸 平	副広域連合長	安 田 修
副広域連合長	田 中 秀 俊	副広域連合長	西 川 健
椎葉村副村長	黒 木 保 隆 (椎葉晃充副広域連合長代理)	副 長	黒 木 秀 樹
代表監査委員	成 合 学	会 計 管 理 者	植 野 浩 人
広域連合長 事務局 長	吉 田 健 二	日 向 市 長 総 合 政 策 部	塩 月 勝 比 呂
日向市総務部長	田 中 藤 男	日 向 市 長 市 民 環 境 部	甲 斐 伸 次 郎
日向市建設部長	古 谷 政 幸	門 川 町 長 環 境 水 道 課	甲 斐 正 修
美郷町 長 町 民 生 活 課	日 高 隆 一	諸 塚 村 長 住 民 福 祉 課	甲 斐 光 治
椎葉村 長 税 務 住 民 課	椎 葉 隆 文		

○

議会事務局出席者

局 長 門 脇 功 郎 書 記 小 坂 公 人

○

○議長（黒木高広） 皆さん、こんにちは。議員各位におきましては御苦労さまでございます。

開会前に報告します。

報道関係の方より写真等の許可の申出がありましたので、傍聴規則第7条によりこれを報告します。

○

開会 午後3時00分

○議長（黒木高広） ただいまから令和2年第3回日向東臼杵広域連合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

○

会議録署名議員の指名

○議長（黒木高広） 会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員に、6番黒木英和議員、13番岡村正司議員を指名します。

○

日程第1 会期の決定

○議長（黒木高広） 日程第1、会期の決定を議題とします。

この定例会の会期及び議事日程について、議会運営委員会の審査の経過並びに結果の報告を委員長に求めます。議会運営委員会委員長、7番森腰英信議員。

○7番（森腰英信）〔登壇〕 それでは、議会運営委員長報告をさせていただきます。

本日招集されました令和2年第3回定例会の会期及び議事日程につきまして、去る10月26日に議会運営委員会を開催しましたので、委員会における審査の経過及び結果について報告します。

本定例会に提案されます議案は、広域連合長提出議案が、条例1件、決算1件、委員会提出議案が、条例1件、規則1件の計4件です。

以上の議案につきまして、当局から概要の説明を受け、審査しました結果、会期を本日1日間とし、議事日程は、お手元に配付してあります案のとおり決定しました。

それでは、議事日程の内容について、その概要を報告します。

まず、日程第2、広域連合長提出議案第5号審議、次に、日程第3、広域連合長提出認定第1号審議、次に、日程第4、委員会提出議案第1号、第2号審議とします。

審議方法につきましては、いずれも委員会付託を省略し、一審議で採決まで行うこととしております。

次に、日程第5、一般質問につきましては、2名の議員から通告書が提出されております。

最後に、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上、本定例会の会期及び議事日程につきまして、その概要を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○議長（黒木高広） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 質疑を終わります。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

○

日程第2 広域連合長提出議案第5号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（黒木高広） 次は、日程第2、広域連合長提出議案第5号を議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

各議員におかれましては、令和2年第3回日向東臼杵広域連合議会に御参集いただきまして、誠に御苦労さまでございます。

椎葉村におきましては、台風10号による土砂災害によりまして、4名の方が行方不明となり、いまだ3名の方が発見されておられません。亡くなられました方に対しまして御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、懸命な捜索活動に尽力された皆様に感謝と敬意を表します。

それでは、議案の説明に入ります前に、次期広域最終処分場施設整備の計画の現状と今後の取組につきまして御報告を申し上げます。

まず、現在の状況についてであります。

次期最終処分場につきましては、門川町加草地区を建設予定候補地として決定をいたしましたのは御案内のとおりですが、その後、実施いたしました予備調査により、地形的にも問題のないことが確認できたことから、その結果を踏まえまして構成市町村や関係機関との十分な協議の下に、計画実現に向けた準備を進めてまいりました。

昨年度はアドバイザー業務委託を発注し、専門業者からの助言等を得ながら、具体的な取組に着手したところであります。

計画実現のためには、地域住民との合意形成を図ることが大前提であります。その前に、土地所有者の御理解をいただく必要がございます。そのため、まず建設予定候補地の土地所有者との間で、今後、地域住民との合意形成が図られ、技術的にも建設が可能であるなど、種々の条件が整った段階で用地買収に応じていただけるか協議を重ねてまいりました。

その結果、土地は将来的に所有者自身で利用する意向であり、譲渡には応じられないとの最終的な回答でありました。

理解を求めたものの、その意志が非常に固いことから、やむなく加草地区での計画を断念する判断に至ったものであります。

このたびの取組につきましては、構成市町村の担当課長等で構成します広域最終処分場建設

推進協議会で協議し、専門業者の助言・指導を受けながら万全の体制で臨んだものでありますが、このような結果となり甚だ残念と言わざるを得ません。

次期最終処分場は、廃棄物処理に欠くことのできない重要な施設であり、住民生活の基盤であります。現在利用している日向市一般廃棄物最終処分場の埋立て残余年数は現時点で約10年と試算しておりますので、次の用地選定は限られた期間の中で確実に実施しなければなりません。

そこで、これまでの経緯を踏まえまして、次のとおり今後の取組方針を決定いたしました。

まず、建設候補地の選定範囲についてであります。

次期最終処分場は、日向市以外に建設することが意思決定されておりますので、残る2町2村の区域から選定することとなりますが、焼却灰を安定的に運搬処理するには時間的な制約もあり、清掃センターから片道50キロメートル圏内を選定範囲としたところであります。

次に、検討体制につきましては、客観性及び透明性を確保するため、今後、設置を予定しております有識者や地域住民で構成する用地選定検討委員会におきまして、安全・安心、環境、経済性など、様々な視点から評価を行い、最終的な建設候補地を決定していくこととしております。

なお、会議は原則として公開で行う予定であります。

最後に、選定作業につきましては、選定範囲の中から条件に適合する土地を客観的な手法で抽出することとしておりますが、取組の一つといたしまして、建設候補地の公募も行う予定であります。これは、土地の募集と周辺地域の振興策の提案を合わせて募るものでありますが、処分場用地の公募は、県内では初、九州では2例目でございます。

先ほど申し上げましたが、最終処分場は住民生活に不可欠な施設であり、整備計画は本広域連合の重要課題の一つであります。今後も構成市町村や関係機関との連携を密にしながら、引き続き事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、報告を終わりました。引き続き、各議案の提案理由につきまして、その概要を説明申し上げます。

本定例会におきまして審議をお願いいたします議案は、条例1件、決算1件の計2件であります。

まず、議案第5号日向東臼杵広域連合財産に関する条例についてであります。

本条例は、日向東臼杵広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例と、日向東臼杵広域連合財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例の一本化を図り、財産に関する規定の再構築を行うものであります。

なお、詳細につきましては、広域連合事務局長に補足をさせますのでよろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 次に、補足説明を求めます。広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） それでは、配付しております議案書に基づきまして、連合長の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第5号日向東臼杵広域連合財産に関する条例についてであります。

本広域連合におきましては、財産の取得、管理、処分等に関する定めを有する条例として、日向東臼杵広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例と、日向東臼杵広域連合財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例の2件があり、いずれも日向市の条例を準用しております。

この日向市の条例が、財産に関する定めの部分に関して、一つの条例として一本化されたことから、日向東臼杵広域連合財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例を、日向東臼杵広域連合財産に関する条例として全部改正するものであります。

日向東臼杵広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、附則において改正しております。

なお、議案参考資料1ページには条例の新旧対照表を、3ページには、準用しております日向市財産に関する条例を、それぞれ掲載しておりますので御参照いただきたいと思います。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上であります。

○議長（黒木高広） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいまから質疑に入りますが、質疑に当たっては簡潔に、その範囲を超えることなく、また自己の意見を述べることをないように行ってください。

それでは、広域連合長提出議案第5号について質疑を許します。

3番柏田公和議員。

○3番（柏田公和） それでは、質疑を行います。今の説明で2本あるものを一本化するということで内容的には分かりましたので、今回上げている質疑についてはこれで了解いたします。

○議長（黒木高広） お諮りします。ただいま議題となっております案件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。ただいま議題となっております案件について討論を許します。討論交互の原則によって、まず、原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 討論を終わります。

採決します。ただいま議題となっております広域連合長提出議案第5号日向東白杵広域連合財産に関する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 広域連合長提出認定第1号審議（上程、提案理由説明、監査委員の決算審査意見書の説明、質疑、討論、採決）

○議長（黒木高広） 次は、日程第3、広域連合長提出認定第1号を議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 〔登壇〕 認定第1号令和元年度日向東白杵広域連合歳入歳出決算について、提案理由の概要説明を申し上げます。

令和元年度の決算総額は、歳入が前年度比3.5%増の6億386万4,000円余、歳出が前年度比3.5%増の5億9,054万5,000円余、歳入歳出差引額は1,331万9,000円余であります。

令和元年度広域連合事務事業に係る施策の成果につきましては、第4次日向東白杵広域連合広域計画に掲げる基本方針に基づき、圏域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び住民福祉の増進を図るため、安全で安定した施設の管理運営に努めてきたところであります。

今後におきましても、本広域計画に掲げる基本方針に基づき、構成市町村をはじめ、関係機関、団体との緊密な連携の下、効率的、効果的な広域行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、広域連合事務局長に補足させますので、よろしく審議をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 次に補足説明を求めます。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） 続きまして、認定第1号令和元年度日向東白杵広域連合歳入歳出決算について、連合長の補足説明をいたします。

配付いたしております令和元年度歳入歳出決算書に基づき説明いたします。

決算書の25ページを御覧ください。

実質収支に関する調書であります。

令和元年度の歳入総額は6億386万4,000円、歳出総額が5億9,054万5,000円、歳入歳出差引額は1,331万9,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額が同額の1,331万9,000円となります。その全てをごみ処理施設整備基金をはじめ、4つの基金に積立ていたしております。

ページをお戻りいただきまして、2ページから5ページまでは、款及び項の区分ごとにまとめました歳入歳出決算の状況であります。

それではまず、3ページを御覧ください。

先ほど説明いたしましたとおり、歳入総額は、収入済額の合計欄になりますが、6億386万3,530円となっております。前年度と比較し3.5%の増加です。

次に、5ページを御覧ください。

歳出総額は、支出済額の合計の欄になりますが、5億9,054万5,364円となっております。前年度と比較し3.5%の増加です。最終予算額に対する歳出の執行割合は97.6%でした。

8ページから23ページまでは、歳入歳出の事項別明細書となっております。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

表は、左のページが款項目の予算区分ごとの予算現額、右のページが収入済額となっております。

歳入のうち、大きな割合を占めますのが、構成市町村からの分担金ですが、表の上の段、款1 分担金及び負担金、項1 分担金になります。

右のページの左から2列目、収入済額の欄の上から2段目です。分担金の総額が5億2,084万6,000円となっております、歳入総額の86.3%を占めております。

備考欄に、事業ごとの構成市町村の分担金の内訳がありますが、この分担金の積算根拠につきましては、議案参考資料の19ページから21ページに調書を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

決算書にお戻りいただきまして、8ページの中段、項2 負担金ですが、これは、ごみ処理施設の交付税に係る清掃費負担金と下水道等のし渣焼却処理に係る負担金であります。

収入済額は、右ページになりますが、5,466万516円となっております、歳入総額の9.1%を占めております。

同ページの下段、款2 使用料及び手数料、項1 使用料になりますが、これは東郷霊苑火葬場の使用料であります。

収入済額は、右ページになりますが、2,799万6,600円となっております、歳入総額の4.6%を占めております。

以上が歳入の主な内容であります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

それではまず、16ページを御覧ください。

表は、左のページが款項目の予算区分ごとの予算現額、右のページが支出済額及び不用額となっております。

まず、18ページの中段、款3衛生費、項1保健衛生費、目1斎場施設費です。

斎場施設費の支出済額が、右ページ、7,336万7,201円となっております、歳出全体の12.4%を占めております。

主な支出は、委託料の2,823万9,151円及び積立金の2,000万円です。

委託料は、東郷霊苑の運転管理業務委託をはじめ、火葬炉設備等の保守点検業務委託など、積立金は令和2年度から3年度に計画している基幹整備工事に備えた積立てになります。

次に、同ページの下段、項2清掃費、目1最終処分場費ですが、支出済額が右ページ、1,284万1,180円となっております、歳出全体の2.2%を占めております。

同ページから21ページにかけて、節ごとの予算現額、支出済額を記載しております。

次に、20ページを御覧ください。

目2ごみ処理施設費ですが、支出済額が右ページ、3億5,280万9,971円となっております。これは清掃センターの運営管理全般に要した経費でありまして、歳出全体の59.7%を占めております。

主な支出は、委託料の1億4,787万3,397円及び工事請負費の6,489万4,500円で、委託料は主に清掃センターの運転管理業務委託、工事請負費は清掃センターの設備機器類の維持補修に伴う工事費になります。

次に、同ページ下段の款4公債費ですが、これは平成16年度から17年度にかけて行った東郷霊苑の建設時の借入金及び平成22年度から26年度にかけて行った清掃センター基幹的設備改良事業の借入金、それぞれ元金と利子償還に要した支出です。

右ページ、公債費の支出済額が1億1,710万3,225円となっております、歳出総額の19.8%を占めております。前年度と比較しますと1,425万5,958円、10.9%の減となっております。

主な要因は、平成15年度に借り入れました組合債の償還が平成30年度で終了したことによるものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

各事業の詳細等につきましては、令和元年度決算に係る主な施策の成果説明書に基づいて説明してまいります。

それではまず、30ページを御覧ください。

総務一般事務費につきましては、広域連合の総務・財務全般に係る事務でございまして、正副連合長会議をはじめ、関係課長会議の開催、圏域住民への情報発信等、構成市町村や関係機関との相互連携を図りながら円滑な事務運営に努めました。

また、地元を対象に広域連合業務についての説明会を開催し、清掃センター及び東郷霊苑の現状等についての説明、意見交換を行い、地域住民の御理解と協力体制の構築に努めました。

また、ホームページや年2回の広報紙発行により情報発信を行ったところです。

次に、32ページを御覧ください。

斎場施設整備事業につきましては、第2次日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画に基づき、火葬業務に支障を来すことのないよう東郷霊苑の計画的な維持補修を行うことにより、安定した火葬執行に努めました。

維持補修の実績といたしましては、5つある全ての炉の炉内耐火物補修等の工事を行っております。また、令和2年度から3年度にかけて計画しております基幹整備工事に備え、基金積立てを行ったところです。

次に、33ページを御覧ください。

斎場施設運営管理費につきましては、施設の管理運営に係る事務でございますが、運転管理業務委託をはじめとした各種の業務委託等により、適切な維持管理に努めました。

施設利用件数につきましては、34ページの表のとおりですが、前年度と比較して火葬件数が18件の減となったところであります。

次に、35ページを御覧ください。

最終処分場施設整備事業につきましては、次期最終処分場整備に向けて、将来の買収を見据えた事前協議を土地所有者と行い、その経過を踏まえ、広域最終処分場建設推進協議会で今後の対応について協議を重ねました。その結果、連合長が報告いたしましたとおり、門川町加草地区での計画推進を断念し、新たに建設候補地を選定する作業に着手することといたしました。

次に、36ページを御覧ください。

ごみ処理施設運営管理費につきましては、長寿命化計画書に基づき、ごみ焼却処理に支障を来すことのないよう、清掃センターの計画的な維持補修を行うことにより、安定かつ効率的な運営管理に努めました。

ごみ焼却実績につきましては、下段の表のとおり、前年度と比較して153トンの増となっております。

次に、37ページを御覧ください。

中段の排ガス測定結果につきましては、1号炉、2号炉ともに、ダイオキシン類及びばい煙類の数値は基準値を大幅に下回っております。今後も適切な運営管理を行い、公害を起こさないよう努めてまいります。

主な支出につきましては、委託料では運転管理業務をはじめとした各種の業務委託等により、適切な管理運営に努めました。また、令和元年度が一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定時期であったことから、ごみ処理基本計画改定に係る調査分析業務による基礎調査等を基に、予定どおり計画の改定を行ったところです。

次ページの工事請負費では、2号炉ガス冷却室更新工事を中心に各種の維持補修を行っております。

負担金補助及び交付金につきましては、日向市最終処分場の利用に要する負担金であります。
以上で補足説明を終わります。

○議長（黒木高広） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員に決算審査意見書の説明を求めます。監査委員。

○監査委員（成合 学）〔登壇〕 それでは、お手元の令和元年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算審査意見書により、その概要を説明申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

第4、審査の結果であります。審査に付されました歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数においても正確で、令和元年度における歳入歳出予算の執行状況は、おおむね適正であると認められました。

次に、第5、決算の概要についてであります。以下、2ページの歳入の状況から9ページの財産に関する調書まで、項別に前年度と比較しながら掲載しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

10ページをお開きください。

むすびであります。

当年度の決算額は、歳入総額6億386万円、歳出総額5億9,055万円で、前年度に比べ、歳入で2,020万円、3.5%、歳出では2,025万円、3.5%それぞれ増加しており、その結果、実質収支額は1,332万円となっております。

各施設の管理運営状況について述べますと、まず、東郷霊苑については、当年度の使用状況が1,202件で、前年度より38件、3.1%の減となっており、内訳を見ますと火葬件数が18件、待合室の使用件数は20件の減少となっております。

また、施設の維持管理では、第2向日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画に基づいて、1号炉から5号炉の主燃焼室炉内耐火物補修工事及び2次冷却ファン取替工事が行われています。

次に、清掃センターについては、ごみの焼却量が2万3,559トンとなっております。

なお、一般廃棄物ごみ処理基本計画については、2回目の中間見直しが行われ、1人1日当たりごみ排出量を、令和6年度には856グラムまでに削減することが目標値として設定されています。

また、施設の設備機器類については、長寿命化計画書に基づいて2号炉ガス冷却室更新工事等が実施され、それぞれの機能回復とともに、焼却処理により発生する排ガス等については、各汚染物質の分析検査結果が基準値内の適正な数値を保持しており、周辺環境の保全に沿った管理運営がなされています。

以上のとおり、各施設の管理運営については、おおむね適正に執行され、効率的な共同処理が行われています。

そうした中、清掃センターの設備機器類については、近い将来において、長寿命化計画を再

び策定し、大規模な基幹的設備改良工事を実施することにより延命化を図るなど、多額の財政負担を抱える事業も予想されるため、これに対しての財源確保の取組を進めることが求められます。

今後とも、広域計画等に基づきながら、事務事業の効率化と安全で安定した施設の管理・運営と、短期・中期・長期的展望を見据えた経営に努められることを望むものであります。

以上で決算審査意見書の概要説明を終わります。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

ただいまから質疑に入りますが、質疑に当たっては簡潔に、その範囲を超えることなく、また自己の意見を述べることをないように行ってください。

それでは、広域連合長提出認定第1号について質疑を許します。

3番 柏田公和議員。

○3番（柏田公和） それでは、4点ほど質疑をしてみたいです。

まず1点目、平成30年度決算での清掃費の不用額、約767万5,000円。令和元年度での決算では約952万2,000円と不用額が大きくなっております。この大きくなっている要因を問います。

2番目、斎場の管理運営費と住民からの使用料収入の推移についての分析はいかがか。将来の安定的な管理運営を維持していくための処方箋の議論の過程はいかがか伺います。

3点目、最終処分場施設整備事業での委託料アドバイザー業務の詳細を教えてください。

それから、小さいところで決算書の21ページ、款03、項02、目02、節16、原材料費なんですけれども、これ前年度に比較すると137万円増えているんですけども、この詳細を伺います。

以上です。

○議長（黒木高広） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いいたします。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） まず、清掃費の不用額についてであります。

前年度と比較し、不用額が増えている主な要因といたしましては、最終処分場費の次期最終処分場整備アドバイザー業務委託の執行残として93万3,000円、また、日向市一般廃棄物最終処分場で処理します2町2村の不燃残渣処理量が見込みを下回ったため、日向市に対する負担金に206万5,319円の不用額が発生したことによるものです。

次に、東郷霊苑の運営管理費及び使用料収入の分析と、今後の安定的な運用についてであります。

東郷霊苑の運営管理に要する経費につきましては、平成27年度から令和元年度までの5か年平均で、運営管理費は約4,700万円、そのうち使用料は約2,800万円となり、年度ごとに増減はありますが、大きな変動はありません。

火葬1件当たりの費用は、使用料の料金改定を行った平成17年と比べますと増加している状

況ではあります、当分の間、現在の使用料を維持しつつ、安定した管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、最終処分場施設整備事業についてであります。

次期最終処分場整備アドバイザー業務委託につきましては、次期最終処分場の整備計画を進めるに当たり、廃棄物処理施設整備に関する幅広い知識と経験を有する専門業者から、現状の分析や助言指導等の支援を受けることを目的として業務委託したものであります。

具体的には、基本方針の作成、全体スケジュールの作成、事業スキームの作成、現処分場の延命化方策の検討、関係市町村への助言、指導等の支援を受けております。

結果的には、門川町の建設予定候補地を断念することになりましたが、今後、整備計画を進める上で参考となる内容となっておりますので、建設候補地の選定等に生かしてまいりたいと考えております。

最後に、ごみ処理施設運営管理費の原材料費についてであります。

平成30年度におきましては、光熱水費が不足したことにより、原材料費からの組替え補正を行っていることから、見かけ上、前年度と比較して増額となっておりますが、令和元年度におきましては、例年並みの支出となったところであります。

○議長（黒木高広） 柏田公和議員。

○3番（柏田公和） ありがとうございます。

1点だけ、この最終処分場のアドバイザー業務、これ時系列に言えば、ちょっと連合長のほうから門川はもう諦めるという話があったんですけども、アドバイザーで仕事をしていただいた成果簿が当然上がってきて、その成果簿を基に、その門川の地主と交渉する中で、最終的にその計画を断念せざるを得なかったという、その時系列的な流れを少しお示しいただければと思います。

それと、この斎場なんですけれども、使用料をもらいながら施設全体を運営していく中で、この火葬件数というのは当然年度によって変動があると思うんですけども、これ使用料をいただきながら、その施設を運営する運営費とのパーセンテージがどの程度になったときに、新たなまた使用料の値上げとか何とかという、そういう話の段階に移っていくのか、そこら辺がちょっと分からなかったものですから、こういう書き方をしたんですけども、もし分かるようであれば、その点をお願いいたします。

○議長（黒木高広） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁者挙手をお願いします。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） まず、アドバイザー業務委託に関する時系列についてですが、アドバイザーの業務委託につきましては、昨年度発注したものでございます。門川町加草の土地が地形上問題がないと、処分場を造るのに問題がないというふうに確認いたしましたのは、その前の予備調査業務委託によるものでありまして、その成果をもとに今回土地所有

者と事前協議させていただきまして、その結果、土地所有者に譲渡の意向がないということから、今回計画を断念するということになりました。

アドバイザー業務委託につきましては、その協議の際の助言ですとか、そういった支援を受けているということでございます。

それから、斎場の使用料につきましてですが、斎場の使用料につきましては、平成17年度に改定を行っているわけですがけれども、その際に斎場使用料の基本額を、使用者が運営管理費3万円ですがけれども、3万円の75%負担するというので、大人1体2万3,000円ということで、これを基本額といたしました。

それに対しまして、ここ5か年間の運営管理費につきましては、平均値で3万9,782円となっております。当時の基本額と比べますと約1.3倍でございますが、宮崎県内には11か所火葬場があるわけですがけれども、その中の平均が約2万円、それで一番高いところが西諸の3万円というのがあるんですがけれども、一番安いところで1万2,000円ということで、東郷霊苑につきましては上から2番目の料金ということでございます。

そういうこともございますので、今後の運営管理費の推移を見極めながら、料金改定については判断するということとなりますが、将来必要と判断すれば、構成市町村の担当課長会議で協議しながら決めていくということになるかと思えます。

以上であります。

○議長（黒木高広） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。

ただいま議題となっております案件について、討論を許します。討論交互の原則によって、まず、原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 討論を終わります。

採決します。ただいま議題となっております広域連合長提出認定第1号令和元年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定され

ました。



日程第4 委員会提出議案第1号、第2号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（黒木高広） 次は、日程第4、委員会提出議案第1号、第2号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、7番森腰英信議員。

○7番（森腰英信）〔登壇〕 それでは、委員会提出議案第1号及び第2号について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、改正に至る経緯について御説明いたします。

議会の委員会における会議の実施は、地方自治法第109条第9項において、議会の委員会に関し、法に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定めることとされているため、条例の規定に基づき委員会を開催できますが、委員会開催場所への参集が原則となっています。

令和2年4月、総務省から、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について通知があり、委員会のオンライン会議については、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、感染症の蔓延防止等の観点から参集が困難と判断される実情がある場合、開催が可能であるとの見解が示されたことから、新型コロナウイルスの感染が拡大している現状を踏まえ、委員会のオンライン会議が実施できるよう、委員会条例及び会議規則の改正を行うものであります。

次に、改正内容の概要について御説明いたします。

初めに、委員会提出議案第1号日向東白杵広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、第14条の2につきましては、オンライン会議システムを活用した委員会の開催について規定するものであります。

次に、第15条、第16条第1項、第21条第2項、第25条第3項につきましては、各条文の規定において、オンライン委員会についても当該規定が適用される旨を規定するものであります。また、その他所用の改正を行っております。

次に、委員会提出議案第2号日向東白杵広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

第84条、第87条第1項及び同条第2項、第111条第2項、第157条につきましては、各条文の規定について、オンライン会議における取扱いを新たに規定するものであります。

次に、第120条の2につきましては、オンライン会議上での正副委員長の互選の方法その他

必要な事項については、別に定める旨を規定するものであります。

最後に、第122条につきましては、会議室にいない議員は表決できない旨の規定となっておりますが、オンライン会議については除外する旨を規定するものとなっております。

以上で委員会提出議案について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております案件について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

討論に入ります。ただいま議題となっております案件について討論を許します。討論交互の原則によって、まず、原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 討論を終わります。

採決します。まず、委員会提出議案第1号日向東臼杵広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号日向東臼杵広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 一般質問

○議長（黒木高広） 次は、日程第5、一般質問であります。

3番柏田公和議員、10番黒田仁志議員の2名から発言の通告が来ております。

まず、3番柏田公和議員の発言を許します。

3番、柏田公和議員。

○3番（柏田公和）〔登壇〕 それでは、一般質問を行います。

冒頭、連合長の発言で内容的には承知しているんですけども、確認したい点がありますので、ちょっと形どおりやらせていただきたいと思います。

最終処分場施設整備について、令和2年度の当初予算説明で、次期最終処分場の建設に向けて、予定候補地予備調査等の結果を踏まえ、構成市町村担当課長等で組織する広域最終処分場建設推進協議会等において今後の事業推進手順等について協議・検討を行うと記載されております。次期最終処分場の建設に向けた現況での取組、進捗を伺います。

以上です。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 3番柏田公和議員の質問に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平）〔登壇〕 3番柏田公和議員の御質問にお答えをいたします。

次期最終処分場の進捗状況についてであります。

最終処分場施設整備事業につきましては、建設予定候補地の土地所有者と令和元年度において事前協議を3回行いましたが、土地所有者に譲渡の意向はないことを確認したため、やむなく加草地区での計画を断念する判断に至りました。

この状況を踏まえ、新たな建設候補地選定の協議を広域最終処分場建設推進協議会を中心に始め、今後の取組方針を決定したところであります。

まず、有識者や地域住民で構成する用地選定検討委員会を設置し、選定範囲の中から抽出した建設候補地の選定作業を行うこととしております。

また、取組の一つといたしまして、先行して建設候補地の対象となる土地を公募することとしました。この件につきましては、12月1日に募集を公表する予定としております。

最終処分場は住民生活に不可欠な施設でありますので、今後も構成市町村や関係機関との連携を密にしながら、引き続き事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 柏田公和議員。

○3番（柏田公和） それでは、ちょっと確認させてもらいます。

今回、なぜこのような質問を上げたかという部分については、いろんな方から私のほうに最終処分場の選定はどうなっているんだという声が届きました。いろんな背景が私のほうには知らされたんですけども、それが本当に事実なのかどうか私のほうも確認するべきがありませんでしたので、あえてこういう形で上げていって、当局の考え方をお聞きする以外ないなということで今回の一般質問に至っているわけなんですけれども、この加草地区の土地の所有者の了解が得られなかったということなんですけれども、私のところに届いている情報であります

と、土地所有者は当初からこの計画には反対とか何とかじゃなくて、考える余地はあるというように伺っておったんですけれども、それがもう最終的に土地所有者のほうの理解が得られなかったという部分について、行政側の話の持っていきようとか、そこら辺については別段何もまずかった点とか、何かそこら辺というのはないのかどうか、まずその点の確認をお願いしたいと思います。

○議長（黒木高広） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いいたします。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） 土地所有者からの理解が得られなかった要因についてでございますが、平成30年4月に土地所有者が替わったということが最大の要因かというふうに考えております。それまでの所有者からは良好な感触を得ていたところでございますけれども、新しい所有者に替わりまして、その方が目的を持ってその土地を購入されたということがございまして、土地は自分で将来的に利用するという意志が固いということがございましたので、今回の結論に至ったものであります。

以上であります。

○議長（黒木高広） 柏田公和議員。

○3番（柏田公和） ありがとうございます。

所有者が替わったというのは、私もこれ分かりませんでしたので、そういう理由で途中まで割とうまくいくのかなという空気が一変したというふうに理解をしたいと思います。

あと、全協もありますので、全協の中で小さなことについてはまたちょっと詰めさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒木高広） 以上で3番柏田公和議員の質問を終わります。

次に、10番黒田仁志議員の発言を許します。

10番黒田仁志議員。

○10番（黒田仁志）〔登壇〕 失礼いたします。先ほどから斎場の話もいろいろと出ておりますが、その斎場の運営についてお伺いしたいというふうに思います。

火葬炉の修理、改修などが行われているというふうにも聞いておりますが、それで数が足りなくなった場合、ほかの火葬場にその方が行くということがあるんですが、そのあたりの連携というのはどのようになっているのかという点をまずお伺いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 10番黒田仁志議員の質問に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平）〔登壇〕 10番黒田議員の御質問にお答えをいたします。

他の火葬場との連携についてであります。

日向地区斎場東郷霊苑は、第2次日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画に基づきまして、安全で適正な施設の管理運営に努めているところでありますが、今回、火葬炉5基のうち2基が不具合により休炉となり、1日当たりの火葬が最大6件までとなっております。

このため、葬祭事業者に対し通知を出し、周知を図ったところでありますが、希望日に東郷霊苑を利用できず、他の火葬場を利用していただいた状況が確認されているところであります。

現状としましては、翌日以降に日程を調整していただくことを基本に、御都合が合わない場合は、近隣の火葬場を御利用いただく取扱いとなっておりますが、他の火葬場の予約手続方法につきまして周知を図りたいと考えております。

なお、修繕工事は12月をめどに完了する予定であります。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 10番黒田仁志議員。

○10番（黒田仁志） 詳細を若干お話しさせていただきます。10月の頭ぐらだったんですが、私の近隣にお住まいの方のお母様が亡くなられたということで、その方は美郷町社会福祉協議会、社協のほうに葬儀の手配を御依頼したそうなんです。社協のほうは全然どうしていいかが分かっていなかったという点、そうすると、たまたま喪主の方が役場の職員だったために手続というか、その手順を知っていたので、何とかその日にできたということがございました。こういった事例、今、この高齢化社会、また、いろんな状況を考えますと、ますます増えてくるのではないかとということが懸念されております。

そもそもなんですが、例えばここにありますと一番近いのは、やっぱり延岡、都農辺りと思うんですが、その辺りと、そういう相互のいっばいになったときにお手伝いしますよじゃないんですけれども、順番が空いていればそちらでできますよというような形の協定等はあるんですよねといっているわけです。

○議長（黒木高広） ただいまの質問に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いします。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） そういった連携というのは特にございません。

以上です。

○議長（黒木高広） 黒田仁志議員。

○10番（黒田仁志） じゃ、その場合、基本的にはその葬儀社というか、事業者のほうが大抵は手順を知っていてやっていただけということなんでしょうか。

○議長（黒木高広） ただいまの質問に対する答弁を求めます。答弁者は挙手を。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） 延岡市の火葬場につきましては、市内の業者におきましては、

延岡市がつくっておりますインターネットのシステムで、ネット上で予約ができますので、非常に簡単に予約が可能となっております。

市外の業者に関しましては、延岡市内に本支店を有する会社であれば、本支店のほうでやっていただくと。それから、例えばJAですとか、そういった系列のところにつきましては、系列店を通じてインターネットで予約していただくので予約等に問題はないわけですが、今回の場合はそういった系列店がない葬祭業者でございましたので、なかなか手続きが難しかったということでございますが、内容としましては、電話で仮予約を先方といたしまして、その後は、送られてきたファクスによって書面上で手続きをするということでございますから、内容的には慣れれば難しくはないわけでございますけれども、そういったケースというのはなかなかまれでございますので、そういう方法につきまして、葬祭業者に対しまして研修等の形で周知を図りたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（黒木高広） 黒田仁志議員。

○10番（黒田仁志） すみません、時間だと思っていたもので安心して話していました。

そのような先ほどから言うように、延岡に本支店があるような斎場、すみません、料金の話で行くんですけども、本当に社協なんかで頼むと非常に低料金でできると、やっぱり生活困窮者もいらっしゃるわけで、やっぱりそういった方は、そういったJAとかもやはりそこそこの高額でありますので、できるだけ料金を抑えてあげたいという話もありますので、ぜひそういったところにきっちりと御周知をいただければというふうに思います。

それと、これちょっとあれなんですけれども、そもそもの火葬件数をもっと増やせないだろうかという件なんですけれども、実は一昨年、私東京のほうでちょっと身内が亡くなって葬式に行ってきたんですが、火葬時間が45分間でした。いろいろ終わって控室に入って、お茶1杯飲んだらもう終了していたという話がございます、そこまでは申しませんが、若干短縮してもっと件数が入るとかいうことはできないのでしょうか。

○議長（黒木高広） ただいまの質問に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いします。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） お答えいたします。

火葬場に関しましては、年々設備が改良されまして、充実してまいります。東郷霊苑に関しましても、以前の東郷霊苑ではかなり時間がかかっておりましたけれども、現在、新しくなった東郷霊苑では、火葬時間は搬入から収骨まで入れまして約2時間半ぐらいということで短くなってございます。

これにつきましては、もう建設から15年たっておりますので、今後、耐用年数は30年と言われておりますから、次に建て替えるときにはもう少し火葬の時間が短くなるような設備になるかなと考えております。

以上であります。

○議長（黒木高広） 黒田議員。

○10番（黒田仁志） すみません、もう一つお伺いしますけれども、実は先日、美郷町の森林環境譲与税の使い方の指導を検討している中で、ある方が町内にある木材で棺桶を作って、安く町民に提供したらどうだという案が出たんですね、木材の利用ということで。そういった棺桶って燃やせるのでしょうかという点。

○議長（黒木高広） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） 基本的には、木材であれば燃やせるものでございますので、支障はないと思いますが、そこに関しましては御協議をいただいて、その後お答えしたいということによろしいでしょうか。

以上であります。

○議長（黒木高広） 黒田議員。

○10番（黒田仁志） すみません。その件はまだ美郷町で作るということになったわけではないので、また細かく情報交換しながらできるといいなというところもございますので、また今後ともよろしく願いいたします。

以上で終了します。ありがとうございます。

○議長（黒木高広） 以上で10番黒田仁志議員の質問を終わります。

以上で今定例会の一般質問を終わります。

これで本定例会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第3回日向東臼杵広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後4時11分

署 名 者

日向東臼杵広域連合議会議長 黒 木 高 広

日向東臼杵広域連合議会議員 黒 木 英 和

日向東臼杵広域連合議会議員 岡 村 正 司